

京都市消防吏員及び消防団員の訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成22年1月5日

京都市長 門川大作

京都市規則第57号

京都市消防吏員及び消防団員の訓練及び礼式に関する規則の一部を改正す
る規則

京都市消防吏員及び消防団員の訓練及び礼式に関する規則の一部を次のように改正
する。

第14条第2項中「つけ」を「付け」に改め、同条第4項本文中「中指をおおむね」
の右に「ズボン又は」を加える。

第15条第1項中「二とおり」を「2通り」に改め、同条第2項を次のように改め
る。

2 整列休めの姿勢は、主として命令、訓示、点検等の際に、一時的に隊員の緊張し
た姿勢を緩和するとき用いるものとし、隊員は、前項の「整列—休み」の号令で、
左足をおおむね25センチメートル左へ活発に開き、ひざを軽く伸ばし、体重を左
右の足に平均に掛け、同時に、手は後ろでズボンのバンドの中央に重ねて組み、手
の平は後ろに向けて開き、左手の母指と母指以外の手指で、右手の甲と母指以外の
手指を軽く握り、両母指を交差させる。この姿勢では、話をしたり動いてはならな
い。

第15条第3項中「後ろで」の右に「ズボン又は」を加え、「に相当する位置」を「の
中央」に改め、同条第7項中「よって」を「より」に改める。

第217条第1項各号列記以外の部分中「つけ」を「付け」に、「次の」を「次に掲
げる」に改め、同条第3項及び第5項に次のただし書を加える。

ただし、かばんを携帯しない場合は、前項に定めるところによる。

第217条第6項中「よって」を「より」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月10日から施行する。

(消防局消防学校教養課)